

議案第 26 号

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 7 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例の一部を改正する条例

川崎市地域包括支援センターの包括的支援事業の人員の基準に関する条例（平成 27 年川崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「員数」の次に「（川崎市地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延べ時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項及び第 3 項において同じ。）」を加え、同条第 3 項を同条第 4 項とし、同条第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前 2 項の規定にかかわらず、川崎市地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包

括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数に応じて、おおむね3,000人以上5,500人以下の場合にあっては第1項各号に掲げる常勤の職員の員数（おおむね5,500人を超え7,500人以下の場合にあっては同項の職員の員数に同項各号に掲げる職員のうちから1人、おおむね7,500人を超える場合にあっては同項の職員の員数に同項各号に掲げる職員のうちから2人を加えた員数）を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ前2項の基準を満たすものとする。ただし、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、第1項各号に掲げる者のうちから2人以上とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

介護保険法施行規則の一部改正に伴い、地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数について、常勤換算方法によることができる場合の基準及び複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として第1号被保険者の数に応じて常勤の職員を配置する場合の基準を定めるため、この条例を制定するものである。